児童手当からの学校給食費の申出書徴収の実施について

1.概要

児童手当受給者が、学校給食費等を滞納している場合に、それらの 費用に児童手当を充てる旨の申出をしていただくことにより、児童手 当から徴収を実施する制度です。

2.申出徴収の範囲について

申出書徴収は、支給される児童手当を滞納している費用に充てることができます。

※イメージ

保護者 学校給食費

滞納額:31,500円

第1子(10歳) 小学生 児童手当月額 10,000円



第2子(2歳) 保育児童 児童手当月額 15,000円



3.申出書徴収の具体例

児童手当月額

6月支払期児童手当総額

第1子:20,000円(2ヵ月分) 第2子:30,000円(2ヵ月分)

合 計: 50,000円

滞納費用の額

滞納額

学校給食費:31,500円

(令和 3年度: 18,000円)

(令和 4年度: 13,500円)

申出書徴収額 **31,500 円** ※残り 18,500 円 が保護者に支払われます。 (50,000 円-31,500 円)

※滞納額31,500円の支払いを、児童手当6月期と10月期と2月期の支払期に分けることもできます。学校にご相談ください。

注 各世帯の状況に応じて支給額は異なりますので詳しくは、市ホームページ にて児童手当を検索し、ご確認ください。

> うるま市立学校給食センター 連絡先 973-1111(第一調理場)